第23期高知海区漁業調整委員会組織委員会議事録

１　開催日時　令和７年４月８日（火）　14時15分から15時12分まで

２　開催場所　高知市升形５－37 オリエントホテル高知　２階「松竹の間」

３　出席委員　浦尻和伸、小笠原利幸、川田一成、木下清、柴田孝夫、問可柾善、
石田実、竹内真澄、濵町明恵、堀美菜、川竹佳子、中澤芳江（計12名）

欠席委員　澳本健也、澳本康之、前田嘉広

署名委員　浦尻和伸、石田実

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長
漁業管理課　津野課長

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹、渡邊主幹、岡内技師

４　議題

第１号議案　会長の選出
第２号議案　会長代理の選出
第３号議案　各部会所属委員の指名及び部会長、副部会長の選出

５　議事内容

飯田事務局長　それでは、第23期高知海区漁業調整委員会組織委員会を開催いたします。

私は、当委員会事務局長の飯田でございます。仮議長が選出されるまで会の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いします。それでは、まず、水産振興部長からご挨拶申し上げます。

山下部長　第23期高知海区漁業調整委員会組織委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

私は、この４月１日から部長を務めております山下と申します。どうぞよろしくお願いします。

委員の皆様におかれましては、本日の委員の就任、また、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

当委員会は、昭和25年の第１期から始まりまして、今期で23期目となるわけでございますが、先ほど副知事からお話がありましたとおり、漁業制度が大きく変わり、漁業者を取り巻く状況が厳しくなっており、委員会においては、資源管理であるとか海面利用について力を発揮いただきたいと思います。

皆様方におかれましては、長年の経験と知識をお持ちですので、高知県の漁業の振興にご尽力いただきますようお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

飯田事務局長　本日の欠席委員をご報告申し上げます。澳本健也委員、澳本康之委

員、前田委員が欠席でございます。
　それでは、各委員さんの自己紹介に移りたいと思います。現在、皆様には漁業者委員、学識経験委員、中立委員の順で五十音順にお座りいただいております。
　浦尻委員さんから順にお願いします。

＜委員自己紹介＞

飯田事務局長　ありがとうございました。引き続き、水産振興部のほうからお願いします。

＜水産振興部自己紹介＞

飯田事務局長　続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

＜事務局自己紹介＞

飯田事務局長　それでは、次に仮議長を選出いたします。
　当委員会会議規則第１条では会長が議長となることになっておりますが、会長が選出されるまでの仮議長は、慣例では委員の中で最年長の方にお願いしています。従いまして、問可委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり。）

飯田事務局長　異議がございませんので、問可委員さんに仮議長をお願いいたします。
　それでは仮議長が選出されましたので、これで私の司会を終わらせていただきます。

問可委員　会長が選出されるまで仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
　まず、議事録署名委員を指名します。浦尻委員、石田委員にお願いします。

問可委員　それでは、第１号議案の「会長の選出」についてお諮りします。
　漁業法第 137 条第２項及び高知海区漁業調整委員会規程第４条第１項により、会長及び会長代理は、委員が互選するとなっておりますが、初め

	ての委員の方もおりますので、事務局からこれまでの選出方法について説明していただきます。
飯田事務局長	それでは、会長及び会長代理の選出方法について、ご説明申し上げます。 会長及び会長代理の選出につきましては、漁業法第 137 条第２項及び高知海区漁業調整委員会規程第４条第１項におきまして、委員が互選すると規定されております。 近年の委員会におきましては、皆様の全員の話し合いによりまして、推薦、あるいは立候補により会長及び会長代理が選出されております。今期の委員会におかれましても、全員で話し合われたうえで、選出していただけたらよいのではないかと事務局としては考えております。
問可委員	ただいま事務局から説明がありましたが、これまでどおり立候補又は推薦で会長を選出するということでかまいませんか。 （「異議なし」と言う者あり。）
問可委員	異議のないようですので、会長の選出について、立候補する委員、または、推薦する委員はございませんか。
浦尻委員	前回の会長は任期途中で会長になってもらいました。今回、新たな任期になりますので、木下委員にお願いしたいと思います。
問可委員	どうでしょうか。 （「異議無し」と言う者あり。）
問可委員	前回の会長の木下委員の推薦がありましたが、他にございませんか。
問可委員	それでは、木下委員の会長就任について賛成の方は挙手をお願いします。
問可委員	全員賛成ですので、会長につきましては木下さんとなりましたので、仮議長の役目を終わらせて頂きます。委員の皆様ありがとうございました。
飯田事務局長	それでは会長、就任の挨拶をお願いします。
木下会長	ただいま指名をいただきました木下でございます。微力でございます

	が、高知県漁業の発展のために皆様のご協力を得ながら頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
飯田事務局長	ありがとうございました。なお、当委員会会議規則第１条によりますと、会長が議長となることが決められておりますので、ここからは会長に議長をお願いします。
木下会長	それでは第２号議案、会長代理の選出に移りたいと思います。 会長代理の選出に関しまして、立候補する委員、または、会長代理に適任であると推薦する委員はございませんか。
小笠原委員	浦尻委員はどうですか。
木下会長	他に案はございませんか。
木下会長	はいそれでは、お諮りいたします。 浦尻委員を会長代理に選出することに賛成の方の挙手をお願いします。
木下会長	挙手全員です。全員賛成のようですので、浦尻委員を会長代理に選出させていただきます。それでは、会長代理に就任の挨拶をお願いします。
浦尻会長代理	ただいま、会長代理に推薦いただきありがとうございます。微力ながら木下会長を補佐しながら高知県の発展のため頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
木下会長	それでは、次に委員の席順を決めたいと思います。事務局より席順の決め方について提案してください。
飯田事務局長	これまでの慣例では、抽選を行って席順を決めております。異存がなければそのような方法で決めさせて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。 （「異議無し」と言う者あり。）
木下会長	それでは、事務局で抽選の具体的な方法を説明して始めてください。
飯田事務局長	それでは、番号札の入った箱を持ちまわりますので、順番に番号札をお

引きください。お手元へ席に番号を記入した紙を配布いたしますので、全員の抽選が終わり次第、机の上にあります、ご自分のネームプレートをお待ちの上、該当の番号の席へ移動をお願いします。
なお、欠席の委員につきましては、私が代理で引かせていただきます。

（くじびき、席の移動）

木下会長　では、席順についてはこのとおりとしますが、実際の委員会開催時には、出席状況に応じてこの順番で席をつめていただきますので、あらかじめご了承願います。

木下会長　次に第３号議案の各部会所属委員の指名と部会長、副部会長の選出でございます。事務局より説明をお願いします。

飯田事務局長　部会は、付託された議案又は会長が認める事項につき、調査研究を行うもので、沿岸、養殖、定置及び漁業管理検討の４種類がございます。
当委員会規程の第３条では、各部会委員は会長が指名することとなっておりますが、前例にならって沿岸、養殖、定置の３部会については、各委員の希望を聞いたうえで会長から指名していただきたいと考えております。
なお、漁業管理検討部会については、沿岸、養殖、定置の各部会の体制が決定した後に指名していただきたいと思います。それでは、事務局が用紙を配りますのでご記入願います。なお、希望が集中した場合は、会長判断で最終決定いたします。希望の部会へ配置されない委員さんも出られる可能性がありますのであらかじめご了承願います。
それでは会長、暫時小休をお願いします。

木下会長　小休にいたします。

（小休）

木下会長　それでは、正会に復します。それでは報告します。
沿岸部会
問可委員、堀委員、柴田委員、石田委員、前田委員
養殖部会
浦尻委員、澳本健也委員、澳本康之委員、中澤委員、川竹委員
定置部会

	川田委員、木下委員、竹内委員、小笠原委員､濵町委員 以上です。なお、希望がかなわなかった委員さんもいらっしゃいますが、今期についてはこれでお願いします。
木下会長	続きまして、各部会の委員は、部会長、副部会長を選出願います。 みなさん、部会ごとに事務局職員の指定する場所にお集まり下さい。それでは、小休といたします。 （小休）
木下会長	正会に復します。 各部会の部会長、副部会長につきまして報告いたします。 沿岸部会は、部会長に前田委員、副部会長に石田委員 養殖部会は、部会長に澳本健也委員、副部会長に澳本康之委員 定置部会は、部会長に小笠原委員、副部会長に川田委員 となりました。３部会の体制が決定いたしましたので、ここで漁業管理検討部会の委員を指名します。 澳本健也委員、浦尻委員、木下委員、問可委員、石田委員にお願いします。 指名された委員は、協議スペースで部会長、副部会長の選出をお願いします。 小休といたします。 （小休）
木下会長	正会に復します。それでは各部会とも部会長、副部会長が決定いたしましたので報告いたします。 沿岸部会は、部会長に前田委員、副部会長に石田委員 養殖部会は、部会長に澳本健也委員、副部会長に澳本康之委員 定置部会は、部会長に小笠原委員、副部会長に川田委員 管理検討部会は部会長に石田委員、副部会長に問可委員 にそれぞれ決定いたしました。 それでは各部会長から一言ご挨拶をお願いします。
飯田事務局長	沿岸部会の前田委員は欠席されておりますので小笠原委員からお願いします。
小笠原委員	定置部会の部会長の小笠原です。しばらく、定置も免許更新等はな

いと思いますが、間違いなく、確実な部会をやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

木下会長　養殖部会の澳本健也委員もおられませんので管理検討部会の石田委員によろしくお願いします。

石田委員　漁業管理検討部会の部会長に任命されました石田でございます。漁業管理ではくろまぐろの漁獲制限などの課題が色々ございますけど、部会長として適切に議事をとりまとめて高知県漁業の発展に寄与したいと思いますのでよろしくお願いします。

浦尻委員　今度の海区委員会で清書したものがもらえますよね。

飯田事務局長　はい。お配りします。

木下会長　ありがとうございました。これで本日の組織委員会で予定しておりました議題は全て終了しました。事務局からその他、何かございますか。

飯田事務局長　それでは、今後の委員会活動予定と報酬及び旅費等について、担当の方からご説明させていただきます。

木村次長　第 23 期高知海区漁業調整委員会組織委員会資料とあります資料をご覧ください。

３ページ目をお願いいたします。こちらは、今後の活動予定となっています。本日、このあと新しく委員になられました委員の方を対象に委員研修を実施します。

５月には、すくも湾漁協から漁場計画の変更申請が上がってきていますので、それに伴う漁場計画の変更設定について等を議題として第１回委員会を開催予定です。

その後、記載のとおりの議題で開催予定としております。一番下に随時と記載していますが、「各種漁業許可取扱方針検討」など記載していますが、こうした案件がある毎に随時、委員会を開催させていただきます。

なお、近年は１年に７回から９回程度の開催件数となっていますのでよろしくお願いします。

次のページをお願いします。海区漁業調整委員会　委員報酬等についてです。委員の皆様の報酬と旅費については、「地方自治法第 203 条の２」及び「地方自治法第 203 条の２に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例」により規定されております。報酬額につきましては、中段の別表に

それぞれ記載されておりますが、会長は日額２万９千円、委員は２万５千円が支払われることになっています。支給方法につきましては、勤務を行った日の属する月の翌月の 16 日までに支給するということで、基本的には 15 日に振込みをいたしますけど、休日の場合には前後する場合がございます。

次に旅費につきましては、（１）から６ページの（５）までにそれぞれお支払い方法について記載していますので時間のある際にご覧いただければと思います。自家用車でこられる場合は１ｋｍ当たり 29 円であるとか、宿泊した際の宿泊費の上限が記載されています。説明は以上となります。

木下会長　ただ今、事務局から説明がございましたが、何かご質問ございますか。

木下会長　特に無いようですので、これで組織委員会を終了いたします。

（閉会）

本書は、第 23 期高知海区漁業調整委員会組織委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　浦尻　和伸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　石田　　実　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２３期高知海区漁業調整委員会

組織委員会資料

令和７年４月８日（火）

オリエントホテル高知　２階「松竹の間」

海区漁業調整委員会委員報酬等について

【報　酬】

1．根拠法令

○地方自治法

（第８章　給与その他の給付）

第203条の２　普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

２　前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

３　第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

４　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例

第２条　報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに掲げる額を支給する。

２　（省略）

３　別表第1に掲げる者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料、宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料、宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、同表に掲げる額とする。

４～５　（省略）

別表１（関係部分抜粋）

区　分		報　酬
海区漁業調整委員会	会長	日額　29,000円
	委員	日額　25,000円

2．支給方法

報酬は、勤務を行った日の属する月の翌月の16日までに支給（指定口座へ振り込み）

【旅　費】※旅費は、出発地から目的地までの距離が４ｋｍ以上の場合に支給

1．根拠法令

○地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例

（１）鉄道賃　鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等を支給。また特急列車の乗車区間が片道２５ｋｍ以上ある場合に特急料金を支給し、片道５０ｋｍ以上ある場合に指定席の利用が可能（現に利用した場合に限る）

（２）船賃　水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給

（３）航空賃　航空旅行について、往復航空券の利用を基本とした旅客運賃を支給

（４）車賃　　陸路(鉄道を除く)旅行に応じ１㎞当たりの定額又は実費額により支給

区　分	車　賃　額
バス、電車等	旅費事務センターの計算によるバス、電車等の運賃
自家用車	1㎞につき 29 円

（５）宿泊料

宿泊料は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 34 条）の適用を受ける職員の例により支給する。

宿泊諸費は、１夜につき 2,400 円とする。

〇内国旅行の旅費（一部抜粋）

区分	宿泊料上限額
高知県	１１，０００円
大阪府	１３，０００円
東京都	１９，０００円

２．旅行雑費

旅行日の目的地又は宿泊地が、四国４県以外の場合、当該旅行日及び宿泊した日の翌日について、１日につき６００円支給

都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して 15 日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、１日につき 500 円を加算した額とする。

今後の活動予定

年月	内容
令和7年4月	・委員研修会（新任委員を対象に実施予定）
令和7年5月	・漁場計画の変更設定について ・令和7管理年度における漁獲可能量の変更について
令和7年6月	・漁場計画の変更設定について・公聴会 ・令和7管理年度における漁獲可能量について（ぶり、まさばごまさば）
令和7年9月	・漁業の許可方針の一部変更について（うなぎ稚魚漁業） ・制限措置の一部変更について（うなぎ稚魚漁業）
令和7年 11 月	・令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会　西日本ブロック会議（高知開催）
令和7年 12 月	・漁業権の変更免許について ・漁業の許可又は起業の認可方針の一部変更について（さんご漁業） ・制限措置の一部変更について（さんご漁業） ・令和8管理年度における漁獲可能量について（まあじ、まいわし、さんま、かたくちいわし）
随時	・各種漁業の漁業の許可又は起業の認可方針検討 ・漁業権の変更及び設定の検討 ・海区漁業調整委員会指示の検討

第２３期高知海区漁業調整委員会 委員名簿

任期　　令和７年４月１日から令和11年３月31日

区　分	氏　名	現　職
漁業者等	浦尻　和伸	すくも湾漁業協同組合 組合長
	小笠原　利幸	芸東地区沿岸漁業協議会 副会長
	澳本　健也	高知県漁業協同組合 組合長
	澳本　康之	高知県漁業協同組合　理事
	川田　一成	窪津共同大敷組合　組合長
	木下　清	奈半利町漁業協同組合 組合長
	柴田　孝夫	高知県中央地区漁業士会　会長
	問可　柾善	土佐清水市水産振興協議会　会長
	前田　嘉広	安芸西部機船船びき組合連合会　会長
学識経験	石田　実	(元)国立研究開発法人水産研究・教育機構　瀬戸内海区水産研究所資源生産部　主幹研究員
	竹内　眞澄	(元)高知県水産振興部　副部長
	濵町　明恵	有限会社　土佐佐賀産直出荷組合　取締役社長
	堀　美菜	高知大学教育研究部総合科学系 黒潮圏科学部門　准教授
利害関係を有しない	川竹　佳子	のぞみ法律事務所　弁護士
	中澤　芳江	(元)高知県食の安全・安心推進審議会　委員